

平成 27 年度愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

平成 28 年 3 月 25 日（金）午前 10 時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター E 会議室

3 出席者

委員 21 名中 16 名

（出席委員）

天野広子委員、伊藤聡委員、伊東世光委員、伊藤富士子委員、神谷常憲委員、草野由美子委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、柴田寿子委員、鈴木小百合委員、中井恵美委員、西田勝己委員、野田正文委員、東村誠委員、望月彰委員、吉田とき枝委員

（事務局）

少子化対策監、子育て支援課長ほか

4 議事等

（後藤会長）

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日も議論いただきたい内容は、配布資料の「論点」にありますとおり、「あいち はぐみんプラン」と子ども・子育て支援新制度の推進に向けた県の取組についてでございます。

事務局から説明を行った後、ご意見やご質問をお願いいたします。

まず、論点に関する部分について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料 1～2 を説明

（後藤会長）

それでは、ただいまの説明を踏まえて、御意見、御質問をいただければと思います。

（伊藤富士子委員）

男女共同参画の推進について、資料 2 の主な事業の一つに加えていただければ、イクメン・イクジイに加えて、「イクボスの育成」を追加していただきたいと思います。直上の上司や経営者が

復職を認めるというように、積極的に支援するボスが必要です。育休を取った人には辞めてもらうと考えている上司がいるようなところでは女性の復職はかなわないため、「子育て女性再就職支援事業」の中に「イクボスの育成」を入れて欲しいと思います。

また、資料1のワーク・ライフ・バランスの部分についてですが、イクメン・イクジイは家庭内の話であり、ワークの部分で大事なものは「イクボス」だと思います。このため、この部分に復職支援としてのイクボス養成支援を入れていただけると嬉しく思います。

(事務局)

産業労働部の施策において「イクボス養成」に関する取組を行っております。具体的には、「仕事と生活の両立支援促進事業費」の中で「イクボス養成講座の開催」を記載させていただいており、表現等については検討させていただきます。

(中井委員)

資料1の待機児童数の推移について、H27.4.1の156人の待機児童数は主に0～2歳児とありますが、小規模保育を利用している0～2歳の子ども達が3歳になった時に、保育所等の預かる場所の確保はされているのでしょうか。

子育て支援の現場では、0～2歳の子を持つ親御さんが、小規模保育の利用が決まった後、その後の預ける場所について不安を持っていることが多いため気になっています。

また、待機児童のカウントの仕方を是正していただきたいと思っています。希望する保育所に入所できなくて辞退された方達は待機児童に含まれないため、本当は保育のニーズがあるにもかかわらず、希望が叶わない方達をしっかりとカウントしないと、本当のニーズが分からないと思います。

(事務局)

希望の保育所に入れず辞退した場合は、待機児童にはカウントしておりません。ただし、国からはきょうだいで同じ保育所に優先的に入所できるよう指導はございます。

小規模保育は補助の対象になるのは低年齢児の受入のみですので、御指摘のとおり、3歳になった時点での保育所への接続は大きな問題だと考えております。調整については基本的には市町村が行いますが、県としても、市町村の実態を確認し、接続が上手くいくよう調整を促していく必要があると考えております。

(望月副会長)

利用者支援事業について、事業費が1億円ほど増加していますが、その内容を説明いただきたいと思っています。また、実施場所について「保護者の身近な場所で」と記載がありますが、実際には市町村はどんな体制で対応することを想定しているのか、また体制を整備していく上で課題等があれば教えてください。

(事務局)

利用者支援事業の事業費の増につきましては、「子育て世代包括支援センター」の設置を県内市町

村で進めているところでもあります。このセンターの運営費について、利用者支援事業の種類のひとつである「母子保健型」において予算化したため、予算額が増えています。

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をワンストップで行うための拠点として設置促進するという国の方針が出されており、県においても、全市町村において設置できるよう進めているところでございます。

そのため、新規事業である「子育て世代包括支援センター設置推進費」により、各市町村へ設置を促していきたいと考えております。

(後藤会長)

市町村としての対応について、西田委員から御説明いただけたらと思います。

(西田委員)

市長会として参加させていただいてはおりますが、春日井市としての対応を御説明させていただければと思います。

子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産期からの切れ目のない支援のための包括的な窓口でございます。市町村では、母子保健関係の事業を子育て支援所管課でやっている自治体と、母子保健所管課でやっている自治体があり、春日井市においては、子育て支援所管課で担当しているため、虐待防止につながるような「子育て世代包括支援センター」のワンストップの支援はやりやすい状況にあると感じております。

ただし、所管課が分かれてしまうと、なかなか包括支援の設置は難しいと思います。春日井市においては、これまで取り組んできた母子保健との連携した取組を昨年「子育て世代包括支援センター」として位置付けて事業を実施しているところでございます。

(望月副会長)

「包括」と呼ぶのであれば、介護と子育ての問題は個々の家庭レベルでいけば一体化している場合もあるし、虐待の問題が絡む場合もありますので、子育てだけでなく、生活に関わる問題全てを包括して支援すべきであると思います。

また、このセンター設置のための促進費が100万円程度で、運営費が1億円以上増となっており、その点について県民にわかりやすい予算説明をしていただきたいと思います。

(事務局)

補足説明をさせていただくと、「子育て世代包括支援センター」の施設の開設準備経費や運営費は利用者支援事業費の中に含まれており、1億4千3百万円余の事業費が予算計上されております。一方、「子育て世代包括支援センター設置推進費」の内容は、設置促進のための連携会議や研修会の開催費などであるため、事業費が少額となっております。

(後藤会長)

事業費の増加については、平成28年度に対象か所数が増えることも含まれていると考えてよろし

いでしょうか。

(事務局)

そのとおりで、国の運営費補助金の「子育て世代包括支援センター」に関する補助の基準がこれまで1市町村あたりだったものが、施設1か所あたりになり、補助額も引き上げが図られたことや、設置か所数が27年度は5か所だったところ、28年度には30か所と大幅に増加していることが要因となっています。

(伊藤富士子委員)

子育て世代包括支援センターはフィンランドの「ネウボラ」を参考としたものであり、「ネウボラ」は一人の保健師が妊娠期から子育て期まで相談等の対応を行うものです。この事業は非常にコストがかかるものであり、フィンランドでは1か所につき運営費が年間1億円と言われており、これほど事業費がかかるものを本気で国は増やしていく気なのか疑問が残ります。

(吉田委員)

「学校教育の充実」の項目について、参考資料3の数値目標では「幼稚園・保育所及び認定こども園と連携接続している小学校の割合を増加させる」とありますが、資料2の事業一覧には予算が全然付いていません。これは29年度以降予算が付くかも知れないという理解で良いのでしょうか。

(事務局)

目標数値につきましては、連携・接続する小学校が年間の教育課程に位置付けていくこと为目标値を示しており、これに対しての予算化はしておりません。しかし、「学校連携・仲間づくり推進事業」という別事業において、連携を進めており、こうした事業の成果を他の小学校等へ還元していくことで数値が上がっていくと考えております。

(吉田委員)

「学校連携・仲間づくり推進事業」は主な事業の一覧に記載しないのでしょうか。連携・接続に関わる事業であれば、資料2に記載されてもいいと思います。福祉関係の視点で女性が子どもを産みやすくなるための施策が考えられていますが、子どもの立場で考えると、より豊かな幼児期を過ごせるようにしていくことも重要であり、そのような施策もある良いと考え、お尋ねしました。

(後藤会長)

この後の、はぐみんプランの部分でも、このことについて御説明いただけたらと思いますので、よろしく願います。

(柴田委員)

資料2の「希望する人が子どもを持てる基盤づくり」について、限られた人ではありますが希望しても子どもを持たず養子縁組を行う方が、育休を取れるよう職場へ県が声かけをしていっていた

だけると、本当の意味で希望する人が子どもを持てるようになっていくと思います。現状では養子縁組を行うと仕事を辞めなければ愛着が形成できない場合もあり、まだまだそうした養子縁組に対する意識は根付いていないと感じます。

(野田委員)

資料1の2(2)に記載のある保育士の雇用環境や処遇改善については、大きな課題と感じています。また、資料3-1に記載のある保育士の就業継続支援の公定価格3%相当の処遇改善加算は一桁違うのではないかと感じています。現状では看護師などの医療系の職種と介護や子育てなどの福祉系の職種の処遇・給与は大きな開きがあり、継続して働く意欲があがらないと思います。3%程度の給与増では、格差是正にはほど遠いと思います。

処遇改善について、資料2の中には県としての取組が見受けられませんが、何か取組があればお伺いしたいと思います。

(事務局)

保育士の処遇改善については、資料2の保育所、認定こども園等の施設の運営費の給付を行う「施設型教育・保育給付費」の中で、施設の運営費に加え、賃金の改善を行う施設へ加算がつくなどの対応がなされています。また、今後処遇改善について3%から5%に増加する予定であり、実現に向けた財源確保を国へ働きかけているところであります。

資料3-1の保育士の処遇の状況については、愛知県の平均給与額は都道府県別では全国1位ではありますが、県の全職種の平均や看護師の平均と比べるとかなり低い数字となっており、3%、5%の処遇改善だけでは十分でないと感じております。今後もさらなる処遇改善のための取組に努めてまいりたいと考えております。

(望月副会長)

今の説明で、「施設型教育・保育給付費」は施設の運営費に対する支給という表現がありましたが、制度上誤りであるため、議事録に記載するなら訂正していただきたいと思います。

「施設型教育・保育給付費」については制度を動かしていく上での基本的な費用であり、保育士の処遇改善とは少し違うものであると御認識いただきたいと思います。

また、本来であれば処遇改善は30%ぐらい上げていかないと焼け石に水であると思います。国が出すものに単に乗っかるのではなく、県としてできる限りのことをするという姿勢を示していただければと思います。

(伊藤聡委員)

資料1の私立幼稚園等の新制度への移行について、県として「制度周知など必要な支援」とはどのような施策を実施しているのか、する予定なのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

市町村や関係団体に対する説明会等を通じて事業の内容等を説明し、場合によっては市町村に出

向いて説明を行いながら、新制度について理解をしていただくことで事業の周知を図っております。また、保育教諭の資格取得支援等を通して認定こども園制度の普及を図っております。

(伊藤聡委員)

制度の周知さえすれば、移行が進んでいくとお考えなのでしょうか。

(事務局)

私立幼稚園の新制度への移行については、各幼稚園の判断によるものであり、周知等を通じて移行を進めていきたいと考えております。

(伊藤聡委員)

政令指定都市や中核市以外では移行が進んでおらず、新制度への移行がなぜ進まないのかを分析しなければ移行は進まないのではないのでしょうか。

特に、県内市町村における地域区分の格差を考えていかないと、移行しても収入が減って何ともならない園も出てくるだろうと思います。この格差について県として課題意識を持たないと解消には至らないと思います。

保育所についても同様に地域間で格差をつけられており、市町村別の保育士の給与を比較すると、おそらく格差が出ていると思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは「4 報告」に進みます。国の動向等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3-1を説明

資料3-2を説明

資料4を説明

資料5を説明

(後藤会長)

それでは、ただいまの報告について、御意見や御質問等がございますでしょうか。

(伊東委員)

4ページの資料3-1について、施設はあっても保育士が足りないことから児童の受入ができない園が東京では頻発しています。仕方がないから、保育士の資格が無い人を保育現場で働いて良いことにしようということではありますが、こうしてしまうと現に保育所等で働いている保育士や保育士を志す学生たちがどう思うかということだと思います。目先の人手不足に対応するための規制緩和が、保育士の専門性や意欲を損ない、長期的に見ると保育士のなり手が減ってしまうのではない

かと現場では危惧しています。

(中井委員)

5 ページの表「保育士の処遇」を見ますと、平均年齢が低くなっており、おそらく結婚や出産を機に辞めてしまっている方が多いのではないかと思います。継続して働くために、県としてバックアップするような施策を考えていらっしゃるのでしょうか。

また、子どもの貧困に関する施策を見ていると、「ひとり親家庭」になった方への支援ばかりである点が心配です。出産を機に夫婦関係が悪化するというデータもあり、出産前後の夫婦を支援するセミナーや関係機関との連携など、「ひとり親」にならないための施策を考えていらっしゃるのかも教えていただきたいです。

もう一点、利用者支援事業について、実施市町村数の目標が 44 市町となっていますが、子育ての現場では利用者支援事業や子育て世代包括支援センターへの理解が全く進んでないと感じています。市町村担当者への理解が進んでいないために、国が本来求めている事業が実施されていない場合があると思います。事業の実施にあたっては、役所の窓口を開けて相談を待っているだけでなく、日常的に話を聞いてあげるなど、本当の意味での親子の身近な場所において実施されているような活動にもう少し着目して欲しいと思います。

(後藤会長)

今の御意見等については、県としてもすぐに回答は出ないと思いますが、しっかりと説明できるように取り組んでいただけたらと思います。

(榊原委員)

母子・父子家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費について、子どもが就職や修学するときに、子どもに係る費用に対して貸し付けるものなのでしょうか。また、有利子でしょうか。

(事務局)

本貸付金については、親が看護師等の専門職に就職するために必要な資金に対し貸し付けするものでございます。

利子については、連帯保証人がつけば無利子という国の構想になっています。また、専門学校等卒業後一定期間内に就職すれば償還免除とするなど、利用しやすい制度となっています。

(榊原委員)

いい事業だと思うので、制度の周知について利用対象者にわかりやすく伝わるように取組をお願いしたいと思います。

(伊藤聡委員)

10 ページの平成 27 年度第 1 回幼保連携型認定こども園審査部会答申については、報告として子ども・子育て会議にあげていただきたいと思います。

また、この答申の中に1号、2号あわせて319名の定員の認定こども園がありますが、大規模幼稚園について、教育の面から考えていかなものかということで、私立幼稚園については、愛知県では私立幼稚園の設置基準において314名を超える認可はしないと規定しています。今後300名～400名を超える幼稚園が200名規模の保育園と一緒に600名を超える認定こども園になった場合などにどう対応していくかなど、今後検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(天野委員)

子どもたちは色々な事情を抱えながら学校に通ってきています。

ひとり親になり実家に戻ってくる子どもも増えています、また、放課後児童クラブの希望者も増えており6年生まで、また、長期休業とか、休日の利用を希望する子どもも増えている状況です。

また、小中学校に配置されているスクールカウンセラーとの面談の希望も、毎回子どもも親ともに多くほぼ埋まっている状況があります。

参考資料3の小中学校のスクールカウンセラーについて、どれくらい増加するのか具体的に伺いたいということと、幼稚園等との連携・接続割合の75%の根拠を教へていただきたいと思ひます。

(後藤会長)

回答については後程まとめて事務局から御回答をお願ひします。

(草野委員)

スクールカウンセラーの配置について、思春期は親も子も悩みを抱える年代であるので、こういった専門家が入ることで解決していくと感じています。配置数をできるだけ増やしていただきたいと思ひます。

(鈴村委員)

子育て支援パスポートについて、周囲からもよく活用していると聞いているので、全国展開されることは非常に良いことだと思ひます。

(後藤会長)

それでは、スクールカウンセラーの部分について、御回答をお願ひできますでしょうか。

(事務局)

スクールカウンセラーの配置数については、平成25年度以降計画的に増加させているところでございます。併せて、有効活用するための具体的な課題意識を持って取り組んでいるところでして、来年度については小中学校で同じスクールカウンセラーが子ども達を見るモデル事業を開始する予定です。これにより、子どもの円滑な学校生活への適応を図っていきたくて思ひます。

幼稚園等と小学校との連携・接続の割合については、学校の正式な事業として位置付けているものが57%であり、なんらかの連携はしているが、事業として位置付けていない小学校を含めると、99%となります。今後は事業として位置づけを行う小学校を75%まで高めていきたくて思ひま

す。

(後藤会長)

事務局から何か補足点等ありましたらお願いいたします。

(事務局)

望月委員から御指摘のあった「施設型教育・保育給付費」について、複数の項目にわたって広範に説明をしましたので、わかり易さを優先してきちんとした説明がなかった部分がありました。補足説明させていただくと、「施設型教育・保育給付費」は保育所、認定こども園、新制度へ移行した幼稚園での1人あたりの教育・保育にかかる費用を基に単価を算出し、保育料として負担する分を除いて、本来は保護者に給付するものでありますが、その給付費を自治体から施設へ代理受領として直接支払うかたちをとっているものでございます。

また、施設型給付については、基本分と加算分があり、その保育所等の施設が賃金改善等の取組を実施している場合には3%の加算が付いたり、小学校との交流会や研修等の接続の取組を実施すると、加算がされる仕組みになっております。処遇改善については、加算した分がそのまま保育士等の処遇改善に使われるものではありませんが、そうした取組を後押しするものと考えております。

(後藤会長)

ありがとうございました。それでは今後の予定について御説明をお願いいたします。

(事務局)

来年度の会議開催についてご報告します。来年度も、平成28年度の愛知県子ども・子育て会議を1回、開催させていただきたいと考えています。現在の予定としては、夏頃の開催を予定しています。

新年度になりましたら、改めて委員の皆様のご都合について、照会をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(後藤会長)

事務局から説明がございましたように、来年度の夏頃に会議が開催されることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。